

平成19年9月19日
照会先：食品安全会議事務局
食品監視課
内線：2452～2453

回収命令対象食品が原因と疑われる食中毒事件の発生について

平成19年9月18日(火)午前11時55分頃、高崎市内の医療機関から「複数の入院患者が嘔吐、下痢等の食中毒の症状を呈している」旨の電話連絡が高崎保健福祉事務所にありました。同保健福祉事務所が調査したところ、同施設での喫食者451名中55名の発症者が確認され、患者に提供された食事の中に宮城県塩釜保健所で回収を命じた「いか塩辛」が含まれていることが判明しました。(9月19日、午後3時30分、塩釜保健所で回収命令措置実施)

同保健福祉事務所では、「いか塩辛」を原因とする食中毒の疑いで調査を行っています。

また、前橋保健福祉事務所及び伊勢崎保健福祉事務所を対象の「いか塩辛」について、販売先の調査を行ったところ、店頭ですでに販売されたものがあることが判明したことから、関連情報を提供します。

なお、患者便及び「いか塩辛」を含む食品等については、高崎保健福祉事務所及び衛生環境研究所で検査を進めています。

(1) 発 生 日 平成19年9月17日 午後11時頃(初発)

(2) 発 症 者 55名(入院患者54名、当直医1名)
(調査中) 最高齢者：80歳(女性)、最年少者：23歳(男性)
喫食者：451名(入院患者449名、職員1名、当直医1名)
(調査済242名)

☆年齢別発症者数

	10歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	計
男	0	1	6	4	11	7	2	31
女	0	1	2	0	12	2	7	24
計	0	2	8	4	23	9	9	55

(3) 症 状 下痢、嘔吐、発熱等

(4) 病 因 物 質 腸炎ビブリオ

(5) 原 因 食 品 病院給食(調査中)
(調査中)

(6) 対 象 施 設 施設名 医療法人群馬会 群馬病院
所在地 高崎市稲荷台町136
営業者 医療法人群馬会 群馬病院
理事長 村山 昌暢(ムラヤマ マサノブ)

* 本県の食中毒発生速報(9月19日現在)

	発生件数	患者数	死者数
平成18年	17	740	0
昨年同期	9	370	0
平成19年	14	513	0

(本件含む)

「いか塩辛」の回収について

1 概要

平成19年9月19日(火)、午後3時頃、宮城県から「9月8日から9月15日にかけて横浜市、横須賀市、茨城県において、6件の腸炎ビブリオによる食中毒事件が発生し、いずれの事件でも提供されたメニューの中に宮城県内の業者が製造した「いかの塩辛」が含まれていることが判明し、塩釜保健所等で調査を行い、今回の一連の食中毒の原因食品として当該製品が原因と断定し、食品衛生法第54条に基づき当該出荷業者に対して回収を命じた。当該品は群馬県内にも出荷されているので、回収の指導をお願いする。」旨の事務連絡がありました。

前橋及び伊勢崎保健福祉事務所で販売先の調査を行っています。

これまでに、当該品による健康被害等の発生は、県内では群馬病院での事例以外では確認されていません。

2 回収対象品

- (1) 商 品 名：手作り塩辛 めしの友(いかの塩辛)
- (2) 製 造 者：三波食品株式会社(宮城県塩釜市新浜町1-43-1)
- (3) 出 荷 量：現在宮城県で調査中
- (4) 流 通 先：現在宮城県で調査中
- (5) 回収対象：賞味期限が07.09.19から07.10.15までの「いか塩辛」製品全品

3 違反内容

食品衛生法第6条第3号違反(病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがある。)

4 措置

宮城県塩釜保健所が、食品衛生法第54条に基づき出荷者に対して当該品の回収を命じました。

5 県内販売状況(現在判明分)

- (1) 榊犬飼フーズ前橋鮮魚センター (前橋市) TEL 027-223-2626
 - ①商 品 名：自家製塩辛
 - ②形 態：140g、合成樹脂容器入り
 - ③販 売 数 量：9月に入り、計50kg仕入れ、33.2kg販売済、7.8kg販売自粛
- (2) ヒタチヤ堀口町店 (伊勢崎市) TEL 0270-31-2200
 - ①商 品 名：いかの塩辛
 - ②形 態：約50g、合成樹脂トレー容器入り
 - ③販 売 数：9月に入り、計10kg仕入れ(販売数量調査中)

6 回収状況及び回収方法

なお、榊犬飼フーズ前橋鮮魚センター、ヒタチヤ堀口町店で購入された方は同店へ現品を持参願います。

7 相談窓口の設置

問い合わせ先 各保健福祉事務所(受付時間 8時30分~17時30分)